

久喜市ねんりんピック推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市において開催されるねんりんピック彩の国さいたま2026の開催の準備及び大会の運営を円滑に推進するため、ねんりんピック彩の国さいたま2026久喜市実行委員会（次条において「実行委員会」という。）に対し、久喜市ねんりんピック推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、久喜市において開催されるねんりんピック彩の国さいたま2026の開催の準備及び大会の運営を行う実行委員会とする。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、ねんりんピック推進事業補助金交付申請書（様式第1号。次項において「交付申請書」という。）のとおりとする。

2 交付申請書には、規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に関する書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係

る書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第6条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、ねんりんピック推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 規則第11条第1項の申請書の様式は、ねんりんピック推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（変更後）
- (2) 事業収支予算書（変更後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、ねんりんピック推進事業補助金変更交付決定（取消）通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、ねんりんピック推進事業補助金実績報告書（様式第5号。次号において「実績報告書」という。）のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日

とする。

（補助金額の確定）

第9条 規則第14条の規定による通知は、ねんりんピック推進事業補助金額交付確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条に規定する通知を受領した補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、ねんりんピック推進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（概算払の請求）

第11条 補助対象者は、規則第16条ただし書の規定により補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、ねんりんピック推進事業補助金概算払請求書（様式第8号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、適当と認めるときは、交付の決定をした額の範囲内において、補助金を交付することができる。

（書類等の保管）

第12条 規則第20条の規定により整備した書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日まで

に交付が決定された補助金については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象 事業	（１） ねんりんピック彩の国さいたま２０２６の開催の準備に係る事業 （２） ねんりんピック彩の国さいたま２０２６の大会の運営に係る事業
補助対象 経費	以下の項目に係る経費 （１） 会議の運営 （２） 計画の策定 （３） 競技会等準備・運営の調査 （４） 必要な備品の購入 （５） 競技会等の運営 （６） 競技用具等の整備 （７） 競技役員等の養成及び編成 （８） 関係機関・団体の活動支援 （９） リハーサル大会の運営 （１０） 競技会場・練習会場等の整備 （１１） 広報・啓発の推進 （１２） 環境美化活動の推進 （１３） 案内・表示の整備 （１４） 衛生・救護等の計画普及・体制確立 （１５） 競技会関係者等の宿泊体制整備 （１６） 競技関係者等の輸送・交通対策 （１７） 臨時職員の賃金等 （１８） その他補助対象事業の実施に要する経費

様式第 1 号（第 5 条関係）

ねんりんピック推進事業補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

ねんりんピック推進事業補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の開始（予定）年月日 年 月 日
事業の完了（予定）年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1） 事業計画書
 - （2） 事業収支予算書
 - （3） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

ねんりんピック推進事業補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市ねんりんピック推進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 注意事項
 - (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。

様式第3号（第7条関係）

ねんりんピック推進事業補助金変更交付（中止・廃止）申請書

年 月 日

久喜市長 あて

事業所の所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定のあった
久喜市ねんりんピック推進事業補助金について、下記のとおりその内容
を変更（中止・廃止）したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則
第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1	交付申請額	変更前	金	円
		変更後	金	円

2 変更（中止・廃止）の内容及び理由

3 添付書類

- (1) 事業計画書（変更後）
- (2) 事業収支予算書（変更後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 7 条関係）

ねんりんピック推進事業補助金変更交付決定（取消）通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり交付決定を変更した（取り消した）ので、久喜市補助金等の交付に関する規則第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定を変更します。
- | | | | |
|----------|-----|---|---|
| 補助金交付決定額 | 変更前 | 金 | 円 |
| | 変更後 | 金 | 円 |
- 2 交付決定を取り消します。
- 理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

ねんりんピック推進事業補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた久喜市ねんりんピック推進事業補助金について、補助対象事業が完了したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第 13 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業開始年月日 年 月 日
事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 事業収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

ねんりんピック推進事業補助金額交付確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けをもって実績報告のあった久喜市ねん
りんピック推進事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規
則第 1 4 条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知しま
す。

記

交付確定額

金

円

様式第7号（第10条関係）

ねりんピック推進事業補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け久 第 号で確定通知を受けた久喜市ねりんピック推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 組合 農協		本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

ねんりんピック推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

久喜市長 あて

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

電話番号

年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた久喜市ねんりんピック推進事業補助金について、概算払による交付を受けたいので、久喜市ねんりんピック推進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 請求金額 金 円

3 振込先

金融機関	銀 行 信用金庫 組 合 農 協		本 店 支 店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			